

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会

提 言

教員が心身共に健康で、児童生徒と向き合う時間を
生み出し、教育活動をさらに充実させるために

平成19年3月

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会

はじめに

教員の多忙化問題は、以前から、教員や児童生徒の保護者のみならず、一般県民の間でも、話題になっています。

特に、学校教育にかかわる様々な問題が発生した時には、その原因の一つが、教員が忙し過ぎて、児童生徒への指導が十分にできていなかったことにあるのではないかとさえ言われることもありました。

学校はもちろんのこと、教育委員会も、教員がもっとじっくり児童生徒と向き合う時間をもって、教育活動により専念できるよう、教員の多忙化の問題を解決しようと努めてきました。

しかし、この教員の多忙化問題は、個々の学校や教育委員会だけの取組では解決できないことが多いことから、小・中学校、市町村教育委員会、県教育委員会等が、共に取り組むべきことを明らかにするために、「小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会」が、平成 18 年 10 月に設置されました。

平成 18 年 10 月から 12 月まで、計 3 回の委員会を開催し、教員の勤務実態を踏まえ、小・中学校教員の多忙化の問題を改善するための具体的な手立てについて、各委員が、それぞれの立場から意見を述べ、検討して参りました。

検討の結果、教員の多忙化問題改善のために、今後、各小・中学校で取り組んで欲しいこと、また、各市町村教育委員会や県教育委員会で取り組んで欲しいことが、具体的に明らかになりましたので、「提言 - 教員が心身共に健康で、児童生徒と向き合う時間を生み出し、教育活動をさらに充実させるために - 」としてまとめ、報告いたします。

この提言が、県内の各小・中学校及び各市町村教育委員会、県教育委員会等において、来年度以降、教員の多忙化問題改善のために活かされることを期待いたします。

平成 19 年 3 月

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会

委員長 横沢 幹雄

目 次

はじめに

提言の全体構成	1
多忙化問題の改善に向けた提言	2
現状 多忙化問題の実態	4
多忙化の原因・背景にあるもの	5
多忙化問題の改善に向けた提言	7
A 各小・中学校で取り組んで欲しいこと	7
B 市町村・県教育委員会で取り組んで欲しいこと	13
今後に向けて	19

参考資料等

資料1 平成18年度教員の勤務実態調査の分析結果	資 1
資料2 平成18年度教員の勤務実態調査の分析結果	資 3
資料3 学校現場からの提言	資 12
資料4 児童生徒のスポーツ活動の在り方について	資 17
資料5 労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について	資 21

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会 設置要領

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会 委員名簿

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会 開催経過

提言の全体構成

小中学校の教員の多忙化問題改善のための提言を報告としてまとめるにあたって、以下のように構成した。

最初に、検討委員会でとりまとめた提言を一覧できるよう「各小・中学校で取り組んで欲しいこと」と「市町村・県教育委員会で取り組んで欲しいこと」に分けて掲げた。

次に、勤務実態調査で明らかになった「現状 - 多忙化問題の実態」と検討委員会の中で明らかになった「多忙化の原因・背景にあるもの」を掲載している。

その後に、実態と原因・背景を踏まえて、検討した多忙化問題の改善に向けた提言を「各小・中学校で取り組んで欲しいこと」、「市町村・県教育委員会で取り組んで欲しいこと」の順に、それぞれ6つの観点から整理をし、説明をつけて掲載している。

最後に、「今後に向けて」として、小・中学校の教員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間を生み出し、教育活動がさらに充実していくことを願い、今後、この提言が、各小・中学校、そして市町村・県教育委員会で、主体的、継続的に取り組まれることへの期待を述べている。

なお、参考資料として、平成18年に実施した勤務実態調査の分析結果、調査で寄せられた学校現場からの多忙化問題改善への提言、提言にかかわる関係通知を掲載しているの参考にして頂きたい。

多忙化問題の改善に向けた提言

各小・中学校で取り組んで欲しいこと	
<p>1 校内の会議・行事等の見直し 会議・行事等の内容、実施や準備の在り方を見直し、軽重を付けた取組みをするよう努める。 (1) 会議資料は事前に配布し、提案は要点のみ説明する等、効率的な進行と時間短縮に努める。 (2) 行事の重点化を図るとともに、ねらいに応じて、軽重をつけた取組みに努める。</p> <p>2 職員の業務の見直し 特定の職員に業務が集中したり、担当業務量に大きな差が生じたりしないよう、適正な業務分担に努める。 (1) 校務分掌が、実質的に機能するよう、分掌組織・分掌業務を見直す。 (2) 放課後の会議の調整に努めるとともに、会議出席者を最小限にとどめ、職員に担当業務を行う時間を保障する。 (3) 分掌の業務量を踏まえ、分掌担当を複数配置するとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。 (4) 休憩時間の目的を考えたゆとりある時程表を作成する。</p> <p>3 校内の組織間や職員間の連携、及び、学校と保護者の連携の見直し 校内の分掌組織や学年間の連携、職員間の連携、学校と保護者との連携の在り方を見直し、役割分担と業務遂行の効率化に努める。 (1) 校内の組織間・職員間の連携を強めるとともに職員の協働による分掌業務の遂行に努める (2) 教育活動の一層の充実のために、積極的に保護者や地域住民等のボランティアの協力を得よう努める。 (3) P T A 活動、教育振興運動等においては、学校と保護者・地域住民それぞれの役割を分担し、効率的、効果的な活動の推進に努める。</p>	<p>4 各種大会への取組や部活動の見直し 中学校においては、参加する大会等を精選するとともに、日常の活動の在り方を見直し、生徒及び職員にとって、無理のない活動に努める。 (1) 関係団体に対して、各種大会の開催、実施の時期、大会運営の在り方等について、見直しを要請する。 (2) 第2・4日曜日の月2回の部活動休止日を関係者に周知するとともに、週1日の休養日を設ける等の部活動の見直しに努める。 (3) 部活動指導に当たっては、地域の外部指導者の協力を得よう努める。</p> <p>5 外部団体からの依頼に対する対応の見直し 児童生徒や教職員の参加要請については、外部団体と調整のうえ軽減を図るよう見直す。 (1) 外部団体の依頼への対応は、学校の教育活動のねらいに応じて適切に判断する。 (2) コンテスト・コンクール等の応募作品の作成は、長期休業中に児童生徒の自主的な活動として取り組ませるなどの工夫をする。</p> <p>6 多忙化問題への取組 多忙化問題の内容を検証し、学校として改善に積極的に取り組む。 (1) 校内で、多忙化問題を検討する組織をつくり、改善の手立てを講じる。 (2) 職員会議等で、勤務実態にかかわる意見交換の機会をもち、職員の多忙化問題改善に対する参画意識を高める。 (3) 管理職は、職員の健康に気を配り、振替休日の実質的な実施や休暇の取得促進に努める。</p>

市町村・県教育委員会で取り組んで欲しいこと

- | | |
|---|--|
| <p>1 調査・照会・通知・依頼等の見直し
調査・照会は厳選し、最小限にとどめるとともに、余裕をもった報告・回答期限とするよう努める。</p> <p>(1) 各学校に調査等を依頼する場合は、他の類似調査の結果を活用する等して、調査項目の削減に努める。</p> <p>(2) 調査等の内容を精選し、調査の簡素化に努める。</p> <p>(3) 通知・依頼、調査・照会は、目的に応じ、メール・FAX等を活用し、その周知を迅速に行い、報告・回答に要する時間を確保するよう努める。</p> <p>2 業務の進め方の見直し
復命書、報告書等の簡略化と文書処理の簡素化を検討する。</p> <p>(1) 教職員に提出を求める復命書・報告書等の様式を見直し、簡略化を図る。</p> <p>(2) 学校に提出を求める書類は、様式を電子媒体で提供し、内容によってはメール等での提出を認め、作成や送付の作業負担の軽減を図る。</p> <p>(3) 校務分掌業務や情報の伝達・共有にコンピュータを活用できるよう、地方交付税措置を活用し、各学校に教職員用コンピュータの配置と校内LANの整備に努める。</p> <p>3 会議・研修等の見直し
会議・研修会等の開催は、支障がない場合は、長期休業期間中に実施するほか、厳選するよう検討する。</p> <p>(1) 県教育委員会や教育事務所が行う会議・研修会等のうちで、市町村教育委員会でも同様の会議・研修会等を行っている場合、役割分担を明確にして、その実施主体を見直す。</p> <p>(2) 会議・研修会等は、内容を見直し、回数や時間の削減に努め、協議・研修内容を精選する。</p> <p>(3) 長期休業中に研修を行う場合は、内容によっては、選択(希望)研修として教員の負担感を軽減する。</p> <p>(4) 小規模・複式学級を有する学校の教職員に会議・研修会等への出席・参加を求める場合は、その内容によっては、児童生徒の指導を優先することを認める。</p> | <p>4 研究指定の見直し
研究指定や学校公開研究会の目的や内容を見直し、その在り方を検討する。</p> <p>(1) 研究指定や学校公開研究会を見直し、精選する。</p> <p>(2) 研究成果の公表は、その目的に応じ、学校公開研究会以外の報告書で行う方法も検討する。</p> <p>(3) 校内での研究・研修の内容は、学校や児童生徒の実態を踏まえ、より実践的なものとなるように、その改善・充実の支援に努める。</p> <p>5 学校に参加を求める各種主催事業の見直し
児童生徒・教職員の参加を求める事業を見直し、参加者を最小限とするよう検討する。</p> <p>(1) 児童生徒・教職員の参加を要請する事業を精選する。</p> <p>(2) 各種事業が、学校の教育課題の改善・充実に繋がるよう内容を見直し、内容によっては参加を希望制にする。</p> <p>(3) 会議や研修会は必要性や緊急性を考えて開催する。</p> <p>(4) 小・中学校体育連盟、中学校文化連盟、体育・文化関係団体、教育研究団体等任意団体の事業への参加は、過度の負担とならないよう調整を要請する。</p> <p>(5) 私学協会に、入試説明会の合同開催や学校見学の開催期日等について、配慮を要請する。</p> <p>6 多忙化問題への取組
多忙化問題の改善のために、教職員の勤務の状況とその改善の状況を継続的に把握し、普段から対応策を検討する。</p> <p>(1) 市町村教育委員会と県教育委員会・教育事務所が連携して、教員の多忙化問題に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 市町村教育委員会と県教育委員会・教育事務所の施策や事業の整理を行う。</p> <p>(3) 各学校における定時退校日を設定するよう奨励する。</p> <p>(4) 市町村・県教育委員会は、労働安全衛生法改正の趣旨を踏まえ、教職員の安全管理と心身の健康管理に努める。</p> |
|---|--|

現状 - 多忙化問題の実態

県教育委員会では、教員の多忙化の実態を把握するために、平成 16 年 10 月、県立学校の全教員¹を対象に、また、平成 18 年 5～6 月、公立小・中学校抽出校 56 校の教員²を対象に勤務実態調査を行った。

調査の結果、県立学校においては、平日、3 割近い教員が勤務時間外に事務的な業務、教科・進路等の指導、部活動指導などに 2 時間以上従事し、7 割以上の教員が仕事を家に持ち帰っており、土・日曜日にも、5 割近い教員がいずれかの日に部活動指導や課外・補習指導などの業務に従事していることが明らかになった。

また、公立小・中学校（抽出校 56 校）においても、約 3 割の教員が勤務時間外に教材研究や授業準備、事務的な業務、部活動指導などに 2～3 時間従事し、約 9 割の教員が仕事を家に持ち帰っており、土・日曜日にも、9 割近い教員が自宅で教材研究や授業準備、採点やノート点検、学級事務などを行ったり、部活動指導などの業務に従事したりしていることが明らかになった。

さらに、調査対象の県立学校と小・中学校教員 98%³が、多忙だと感じていることがわかった。

中には多忙だと感じながらも遣り甲斐をもって仕事に臨んでいる者もいるが、その割合は小・中学校教員の回答者の約 2 割にとどまり、その他の教員は仕事に対する充実感を得られず、その約 1 割の教員は多忙のため心も身体も疲れきっていると回答し、多忙化問題は、教員の仕事に対する意欲のみならず、心身に大きな影響を及ぼしていることが明らかになった。

¹ 県立学校の全教員： 高等学校（盛岡市立高等学校含む）、盲・聾・養護学校の教諭、養護教諭、実習教諭の本務教員

² 56 校の教員： 各教育事務所の抽出校の教諭と養護教諭
（小学校 27 校、中学校 29 校、計 56 校）

³ 小・中学校の教員 98%： 「いつも感じる」「しばしば感じる」「時々感じる」と回答した者の割合を合わせたもの

多忙化の原因・背景にあるもの

小・中学校の教員の勤務実態調査の結果などを踏まえ、教員の多忙化の原因・背景にあるものを整理すると、次のことが挙げられる。

(1) 教員の勤務の特殊性

教員の職務の中心は、児童生徒に対して、教科や領域の指導を行うことであり、1日のほとんどを教室等での学習指導にあてている。

授業以外にも、児童生徒会活動、校外で行われる体育・文化関係の大会への取組、部活動の指導などは、児童生徒が学校にいる間に行わなければならない。

従って、授業のための教材研究や教材・教具の準備、学級事務、校務分掌事務などの仕事は、児童生徒への指導が終わってから行うことになるため、放課後の限られた勤務時間に仕事を終えられず、帰宅してから仕事を行う教員が多くいる。

教員は、自分の担当する児童生徒の学習指導や生徒指導以外にも、校務分掌事務を担当しており、1人で全く異なる複数の職務や役割を果たさなければならないことは、教員の勤務の特殊性の1つである。

また、教員の仕事は、児童生徒は言うまでもなく、その保護者、同僚教員等との良好な関係の上に成り立っており、その関係を保つために配慮しなければならないことが多く、多様な対人関係におけるストレスが多いのも特殊性の1つである。

このような勤務の特殊性が、教員の多忙や多忙感に繋がっていると考えられる。

(2) 教員の職務に対する姿勢

教員の仕事は、児童生徒に対する教科や領域の指導や生徒指導を行うことであり、その教育活動を通して、児童生徒に与える影響は非常に大きい。

従って、教員は、教育活動において、児童生徒の成長のために、何事にも万全を尽くして臨もうとする傾向が強く、児童生徒のために労力や時間を惜しまず職務にあたっている。

また、教員は、教育活動や校務分掌にかかわることは、自分が全て責任もってやらなければならないと考え、児童生徒やその保護者からの要望全てに応えようとする

るあまり、「やるべきこと」が増え続けている。

このような何事にも全力で、自力で取り組む教員の職務に対する姿勢が、教員に多忙感をもたらし、また、実際に多忙の原因となっていると考えられる。

(3) 山積する教育課題や要請

現在、社会変化に対応した様々な改革が、学校教育に求められており、各学校において、その具体的な取組がなされている。その取組は、これまでの教育活動を踏まえて実践できることもあるが、中には、全く新たに取組まなければならない教育課題も多くある。

また、保護者のみならず、地域住民や外部団体からの学校教育に対する様々な要望や要請が数多く寄せられている。これらの中には、学校の新たな教育課題となるものもあり、学校はその対応に誠心誠意努めている。

新しい課題に取り組むことは、教員にとって、多大の時間と大きなエネルギーを要することから、教員の多忙化に繋がっていると考えられる。

(4) 教員に求められる資質・能力の拡大

これまで教員には、学習指導と生徒指導の力量が主に問われていたが、今はそれらだけでは、教員としての役割を果たすことができなくなっている。

学校の教育目標達成のために組織の一員として自分の職務に同僚と協働して取り組む能力、保護者や地域住民等に学校や自分の教育活動について説明する能力、教育活動実施のための外部関係団体と折衝する能力、限られた時間の中で複数の仕事をやり遂げる能力、様々なストレスにうまく対処し自分の精神を安定に保つ能力等々、新たに求められるものは多い。

しかし、教員の中には、新たに必要とされる能力を身につける時間とゆとりをもてないまま、日々の児童生徒の指導や業務に追われている現状がある。その結果、業務の遂行に支障をきたしたり、心身ともに疲れ果てたりして、多忙感を増大させてきたと考えられる。

多忙化問題の改善に向けた提言

A 各小・中学校で取り組んで欲しいこと

1 校内の会議・行事等の見直し

会議・行事等の内容、実施や準備の在り方を見直し、軽重を付けた取組をするよう努める。

- (1) 会議資料は事前に配布し、提案は要点のみ説明する等、効率的な進行と時間短縮に努める。
- (2) 行事の重点化を図るとともに、ねらいに応じて、軽重をつけた取組に努める。

学校週5日制の実施に伴い、各学校では、校内の会議や行事を見直し、精選を図ってきた。

しかし、会議や行事までの取組やその運営は、学校週5日制実施以前と同様に行われていることが多いので、この点について見直し、今後、改善を図る必要がある。

- (1) 会議資料は事前に配布し、提案は要点のみ説明する等、効率的な進行と時間短縮に努める。

校内で行われる会議等は、限られた時間で目的を達成するよう効率的に進める必要がある。

そのためには、参加者に協議資料を事前に配布し、資料に目を通してから参加してもらうとともに、提案者は要点のみを説明する等の工夫をし、会議の効率的な進行に努める。

- (2) 行事の重点化を図るとともに、ねらいに応じて、軽重をつけた取組に努める。

各学校では、年間を通じて、様々な行事に取り組んでいる。そのすべてに、十分な時間をかけて準備することは難しい。

そこで、その年度に、特に重点的に取り組む行事を決め、そのねらいを確実に達成するよう努めるとともに、行事によっては、軽重をつけ取り組むように努める。

2 職員の業務の見直し

特定の職員に業務が集中したり、担当業務量に大きな差が生じたりしないよう、適正な業務分担に努める。

- (1) 校務分掌が、実質的に機能するよう、分掌組織・分掌業務を見直す。
- (2) 放課後の会議の調整に努めるとともに、会議出席者を最小限にとどめ、職員に担当業務を行う時間を保障する。
- (3) 分掌の業務量を踏まえ、分掌担当を複数配置するとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- (4) 休憩時間の目的を考えたゆとりある時程表を作成する。

各学校では、これまでも職員の業務の見直しを必要に応じて行ってきた。

現在、新たな教育課題やそれらに係る業務や会議が増える傾向にあり、今後さらに業務内容のみならず業務遂行の在り方についても見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 校務分掌が、実質的に機能するよう、分掌組織・分掌業務を見直す。

校務分掌が、効率的、効果的に機能するように、従来の校務分掌の組織や業務内容を見直す。

- (2) 放課後の会議の調整に努めるとともに、会議出席者を最小限にとどめ、職員に担当業務を行う時間を保障する。

職員が、放課後に自分の校務分掌等の担当業務を行う時間を確保するよう、会議は必要最小限の開催となるように調整し、その出席者も必要最小限にとどめる。

- (3) 分掌の業務量を踏まえ、分掌担当を複数配置するとともにし、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

それぞれの校務分掌の業務内容や業務量に応じて、担当者を複数配置し、協働で業務に当たれるようにして、負担を軽減するとともに、必要に応じて休暇を気兼ねなく取得できるように配慮する。

- (4) 休憩時間の目的を考えたゆとりある時程表を作成する。

職員が、気分転換できる休憩時間を確保するよう時程表をゆとりあるものにする。

3 校内の組織間や職員間の連携、及び、学校と保護者の連携の見直し

校内の分掌組織や学年間の連携、職員間の連携、学校と保護者との連携の在り方を見直し、役割分担と業務遂行の効率化に努める。

- (1) 校内の組織間、職員間の連携を強めるとともに、職員の協働による分掌業務の遂行に努める。
- (2) 教育活動の一層の充実のために、積極的に保護者や地域住民等のボランティアの協力を得るよう努める。
- (3) P T A活動、教育振興運動等においては、学校と保護者・地域住民それぞれの役割を分担し、効率的、効果的な活動の推進に努める。

各学校では、教育活動の実施にあたり、職員が連携して、時には保護者とも連携し、取り組んでいる。

今後さらに教育活動を充実させるためには、その連携の在り方を、それぞれの役割を明確にしながら見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 校内の組織間、職員間の連携を強めるとともに、職員の協働による分掌業務の遂行に努める。

学級担任は、学習指導や学級事務等についての情報交換を密にし、他の職員との連携を強める。また、必要に応じて、学年間、職員間で、声を掛け合い、協働で業務に当たる体制づくりに努める。

- (2) 教育活動の一層の充実のために、積極的に保護者や地域住民等のボランティアの協力を得るよう努める。

学校行事の運営や校内美化・掲示活動など、教育活動の一層の充実のために有効である場合は、保護者や地域住民等の方々に、ボランティアとして協力してもらうよう働き掛ける。

- (3) P T A活動、教育振興運動等においては、学校と保護者・地域住民それぞれの役割を分担し、効率的、効果的な活動の推進に努める。

P T A活動や教育振興運動においては、学校と保護者・地域住民等の役割分担を明確にし、保護者や地域住民が十分に力を発揮することができるように配慮するとともに、その活動が、効率的、効果的に推進されるよう留意する。

4 各種大会への取組や部活動の見直し

中学校においては、参加する大会等を精選するとともに、日常の活動の在り方を見直し、生徒及び職員にとって、無理のない活動に努める。

- (1) 関係団体に対して、各種大会の開催、実施の時期、大会運営の在り方等について、見直しを要請する。
- (2) 第2・4日曜日の月2回の部活動休止日を関係者に周知するとともに、週1日の休養日を設ける等の部活動の見直しに努める。
- (3) 部活動指導に当っては、地域の外部指導者の協力を得るよう努める。

中学生の参加を要請する関係団体主催の大会等が様々あり、生徒は大会出場をめざし部活動に取り組んでいる。

しかし、加熱気味の部活動には、生徒や担当職員の健康面から問題があると、以前より指摘されていることから、部活動の在り方を見直し、一層改善を図る必要がある。

- (1) 関係団体に対して、各種大会の開催、実施の時期、大会運営の在り方等について、見直しを要請する。

市町村の外部団体等が実施する各種大会について、関係団体に対しては、今後の大会の開催や実施の時期、大会運営の在り方等について、児童生徒及び教職員の負担を勘案して、縮減の方向で見直すよう要請する。

- (2) 第2・4日曜日の月2回の部活動休止日を関係者に周知するとともに、週1日の休養日を設ける等の部活動の見直しに努める。

毎月第2・4日曜日を中学校の運動部活動の休止日とすることが、中学校長会及び中学校体育連盟の申し合わせ事項となっている。

この月2回の部活動休止日を、改めて職員及び保護者・地域住民等に周知する。
また、週1日の休養日を設ける等の部活動の見直しを行う。

- (3) 部活動指導に当っては、地域の外部指導者の協力を得るよう努める。

部活動の指導においては、顧問になっている職員のみならず、地域の指導者に協力をお願いし、その活動の充実を図る。その際、部活動のねらいが十分に達成できる協力体制を構築する。

5 外部団体からの依頼に対する対応の見直し

児童生徒や教職員の参加要請については、外部団体と調整のうえ軽減を図るよう見直す。

- (1) 外部団体の依頼への対応は、学校の教育活動のねらいに応じて適切に判断する。
- (2) コンテスト・コンクール等の応募作品の作成は、長期休業中に児童生徒の自主的な活動として取り組ませるなどの工夫をする。

現在、児童生徒の参加や応募を要請する外部団体主催の事業が様々行われている。

しかし、その全てに対応することは、要請を受ける小・中学校にとって難しいことから、その対応の在り方を見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 外部団体の依頼への対応は、学校の教育活動のねらいに応じて適切に判断する。

各種団体の会合、大会、コンクール等への児童生徒や教職員の対応については、参加や応募のねらいから、学校の教育活動として明確に位置付けられるもののみにしぼり、児童生徒や教職員の負担軽減を図るよう努める。

- (2) コンテスト・コンクール等の応募作品の作成は、長期休業中に児童生徒の自主的な活動として取り組ませるなどの工夫をする。

コンテストやコンクール等に、児童生徒の作品等を応募する場合は、応募締切を見通しながら、応募作品の制作を長期休業中に行うことができるように配慮する。

また、その際、児童生徒が、主体的、計画的に制作に取り組むことができるように配慮する。

6 多忙化問題への取組

多忙化問題の内容を検討し、学校として改善に積極的に取り組む。

- (1) 校内で、多忙化問題を検討する組織をつくり、改善の手立てを講じる。
- (2) 職員会議等で、勤務実態にかかわる意見交換の機会をもち、職員の多忙化問題改善に対する参画意識を高める。
- (3) 管理職は、職員の健康に気を配り、振替休日の実質的な実施や休暇の取得促進に努める。

以前から、小・中学校教職員の多忙化問題は指摘され、教職員に止まらず、広く一般にも認識されていた。

しかし、その改善のために組織的な取り組みをしてきた学校は多くはない。

各学校、教職員が、多忙化問題改善に、主体的、継続的に取り組んでいく必要がある。

- (1) 校内で、多忙化問題を検討する組織をつくり、改善の手立てを講じる。

多忙化問題について考え、その改善策を検討するための組織を、運営委員会等の既存組織の活用も考えながら校内に設置し、継続的に、校内で取り組める多忙化問題改善策の手立てを講じる。

- (2) 職員会議等で、勤務実態にかかわる意見交換の機会をもち、職員の多忙化問題改善に対する参画意識を高める。

多忙化問題の改善のために、職員一人一人が、お互いの勤務状況に目を向け、勤務の改善の手立てについて意見を述べ合うことが必要である。職員会議等に、その機会をもち、全職員で多忙化問題の改善に取り組んでいくという意識を高める。

- (3) 管理職は、職員の健康に気を配り、振替休日の実質的な実施や休暇の取得促進に努める。

管理職は、職員が心や体の病により休むことにならないように、常に職員の健康に気を配り、職員が気兼ねなく休みが取れるよう振替休日や休暇の取得を促すようにする。

B 市町村・県教育委員会で取り組んで欲しいこと

1 調査・照会・通知・依頼等の見直し

調査・照会は厳選し、最小限にとどめるとともに、余裕をもった報告・回答期限とするよう努める。

(1) 各学校に調査等を依頼する場合は、他の類似調査の結果を活用する等して、調査項目の削減に努める。

(2) 調査等の内容を精選し、調査の簡素化に努める。

(3) 通知・依頼、調査・照会は、目的に応じ、メール・FAX等を活用し、その周知を迅速に行い、報告・回答に要する時間を確保するよう努める。

教育委員会は、小・中学校に対して、調査、照会、通知、依頼等を行うことが多い。

その際、事務局内で、各学校の負担を軽減するために、調査、照会、通知、依頼等の在り方を見直し、改善を図る必要がある。

(1) 各学校に調査等を依頼する場合は、他の類似調査の結果を活用する等して、調査項目の削減に努める。

各学校に調査等を依頼する際は、他に類似調査はないかを確認し、ある場合は、調査内容の重複を避けるよう内容を削減したり、実施済みの調査結果を活用したりするなど、調査項目の削減に努める。

(2) 調査等の内容を精選し、調査等の簡素化に努める。

各学校に調査等を依頼する際は、学校の負担を減らすように、できるだけ調査等の内容を精選したり、調査等の項目を削減したりして、簡素化に努める。

また、短時間で正確に集計できるように、集計の様式を改善する。

(3) 通知・依頼、調査・照会は、目的に応じ、メール・FAX等を活用し、その周知を迅速に行い、報告・回答に要する時間を確保するよう努める。

各学校に通知・依頼、調査・照会を行う場合は、内容によっては、通知・依頼にメールやFAXを活用し、迅速かつ効率的に周知するとともに、学校が、調査・照会の報告・回答に要する時間を十分にとれるように努める。

2 業務の進め方の見直し

復命書、報告書等の簡略化と文書処理の簡素化を検討する。

- (1) 教職員に提出を求める復命書・報告書等の様式を見直し、簡略化を図る。
- (2) 学校に提出を求める書類は、様式を電子媒体で提供し、内容によってはメール等での提出を認め、作成や送付の作業負担の軽減を図る。
- (3) 校務分掌業務や情報の伝達・共有にコンピュータを活用できるよう、地方交付税措置を活用し、各学校に教職員用コンピュータの配置と校内LANの整備に努める。

各学校や教職員に作成を求める復命書や報告等の様式を、教育委員会が定め示していることが多い。作成の負担を軽減するために、関係書類の様式を見直すとともに、提出の方法も改善を図る必要がある。

また、各学校での校務分掌の業務遂行に、コンピュータが活用できるよう整備が求められる。

- (1) 教職員に提出を求める復命書・報告書等の様式を見直し、簡略化を図る。

学校の教職員に提出を求める復命書や報告書等は、その記入が短時間で記入できるように、様式の簡略化に努める。

- (2) 学校に提出を求める書類は、様式を電子媒体で提供し、内容によってはメール等での提出を認め、作成や送付の作業負担の軽減を図る。

学校に提出を求める書類は、担当者が短時間で効率的に作成できるよう、予め書類の様式を電子媒体で提供し、内容のみを記載できるように努める。また、提出もメール等で行えるようにし、書類の作成や送付にかかわる学校の負担を軽くするよう努める。

- (3) 校務分掌業務や情報の伝達・共有にコンピュータを活用できるよう、地方交付税措置を活用し、各学校に教職員用コンピュータの配置と校内LANの整備に努める。

市町村教育委員会は、職員が、校務分掌の業務や様々な情報の伝達や共有に、コンピュータが活用できるように、地方交付税措置を有効に活用し、各学校に一人一台の教職員用コンピュータの配置と校内コンピュータ・ネットワークを整備するよう努める。

3 会議・研修等の見直し

会議・研修会等の開催は、支障がない場合は、長期休業期間中に実施するほか、厳選するよう検討する。

- (1) 県教育委員会や教育事務所が行う会議・研修会等のうちで、市町村教育委員会でも同様の会議・研修会等を行っている場合、役割分担を明確にして、その実施主体を見直す。
- (2) 会議・研修会等は、内容を見直し、回数や時間の削減に努め、協議・研修内容を精選する。
- (3) 長期休業中に研修を行う場合は、内容によっては、選択(希望)研修として教員の負担感を軽減する。
- (4) 小規模・複式学級を有する学校の教職員に会議・研修会等への出席・参加を求める場合は、その内容によっては、児童生徒の指導を優先することを認める。

教育委員会主催の教職員に出席や参加を求める会議や研修等については、教職員が教育活動や分掌業務を勤務時間内に行う時間を確保できるよう、その開催、開催時期・時間、回数、対象者等を見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 県教育委員会や教育事務所が行う会議・研修会等のうちで、市町村教育委員会でも同様の会議・研修会等を行っている場合、役割分担を明確にして、その実施主体を見直す。

類似した会議・研修会等を行う場合は、その開催の趣旨を明らかにし、重複する内容がある場合は、両者が連携し、その実施を見直す。

- (2) 会議・研修会等は、内容を見直し、回数や時間の削減に努め、協議・研修内容を精選する。

開催する会議・研修会等は、その内容を見直し、回数や時間の削減に努めたり、協議内容や研修内容を精選したりして、学校や参加者の負担を軽減する。

- (3) 長期休業中に研修を行う場合は、内容によっては、選択(希望)研修として教員の負担感を軽減する。

長期休業中に実施する研修は、職員が必要に応じて、休暇を取得しやすくなるように、可能な限り悉皆研修とせず、選択(希望)研修とする。

- (4) 小規模・複式学級を有する学校の教職員に会議・研修会等への出席・参加を求める場合は、内容によっては、児童生徒の指導を優先することを認める。

小規模・複式学級を有する学校の教職員に対して、会議・研修会等へ出席・参加を求める場合は、児童生徒を指導することを優先させることを認めるよう配慮する。

4 研究指定の見直し

研究指定や学校公開研究会の目的や内容を見直し、その在り方を検討する。

- (1) 研究指定や学校公開研究会を見直し、精選する。
- (2) 研究成果の公表は、その目的に応じ、学校公開研究会以外の報告書で行う方法も検討する。
- (3) 校内での研究・研修の内容は、学校や児童生徒の実態を踏まえ、より実践的なものとなるように、その改善・充実の支援に努める。

研究指定や学校公開研究会は、教員の資質能力の向上に重要な役割を果たしてきた。

しかし、その取り組みの中には、児童生徒の指導の改善に直接結びつかない内容もあったことから、研究指定や学校公開研究会等を見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 研究指定や学校公開研究会を見直し、精選する。

市町村教育委員会や県教育委員会が行う研究指定や、研究指定に伴う学校公開研究会を見直し、精選する。

- (2) 研究成果の公表は、その目的に応じ、学校公開研究会以外の報告書で行う方法も検討する。

市町村・県教育委員会の研究指定校が研究成果を公表する場合、学校公開研究会によらずに、報告書で行う方法も検討する。

また、報告書の様式についても見直し、学校にとって大きな負担とならないよう留意する。

- (3) 校内での研究・研修の推進を、学校や児童生徒の実態を踏まえ、より実践的なものとなるように、その改善・充実の支援に努める。

市町村教育委員会や県教育委員会は、各学校の研究・研修が、教職員の資質や指導力の向上に繋がるように、その改善・充実の支援に努める。

5 学校に参加を求める各種主催事業の見直し

児童生徒・教職員の参加を求める事業を見直し、参加者を最小限とするよう検討する。

- (1) 児童生徒・教職員の参加を要請する事業を精選する。
- (2) 各種事業が、学校の教育課題の改善・充実に繋がるよう内容を見直し、内容によっては参加を希望制にする。
- (3) 会議や研修会は必要性や緊急性を考慮して開催する。
- (4) 小・中学校体育連盟、中学校文化連盟、体育・文化関係団体、教育研究団体等任意団体の事業への参加は、過度の負担とならないよう調整を要請する。
- (5) 私学協会に、入試説明会の合同開催や学校見学の開催期日等について、配慮を要請する。

現在、教育委員会主催で、児童生徒の参加を要請する事業が様々行われている。

しかし、小・中学校は、外部団体主催の事業への参加要請も多くあり、その対応に苦慮していることから、児童生徒の参加を求める事業を見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 児童生徒・教職員の参加を要請する事業を精選する。

市町村教育委員会や県教育委員会が実施する児童生徒・教職員に参加を求める事業はできるだけ精選する。

- (2) 各種事業が、学校の教育課題の改善・充実に繋がるよう内容を見直し、内容によっては参加を希望制にする。

市町村教育委員会や県教育委員会が実施する各種事業が、各学校の教育課題の改善・充実に繋がるように、その内容を見直し、内容によっては参加を希望制とする。

- (3) 会議や研修会は必要性や緊急性を考慮して開催する。

市町村教育委員会や県教育委員会が、会議や研修会を開催する場合は、その必要性や緊急性を十分に考慮して、参加しやすい時期や時間となるよう配慮する。

- (4) 小・中学校体育連盟、中学校文化連盟、体育・文化関係団体、教育研究団体等任意団体の事業への参加は、過度の負担とならないよう調整を要請する。

市町村教育委員会や県教育委員会は、児童生徒が参加する体育連盟や文化連盟等任意団体の事業について、関係団体と学校との円滑な連絡・調整が図られるよう協力する。

- (5) 私学協会に、入試説明会の合同開催や学校見学会の実施について、配慮を要請する。

私学協会に、入試説明会や学校見学会の実施について、会合同開催や土日開催等の配慮を要請する。

6 多忙化問題への取組

多忙化問題の改善のために、教職員の勤務の状況とその改善の状況を継続的に把握し、普段から対応策を検討する。

- (1) 市町村教育委員会と県教育委員会・教育事務所が連携して、教員の多忙化問題に積極的に取り組む。
- (2) 市町村教育委員会や県教育委員会・教育事務所の施策や事業の整理を行う。
- (3) 各学校における定時退校日を設定するよう奨励する。
- (4) 市町村・県教育委員会は、労働安全衛生法改正の趣旨を踏まえ、教職員の安全管理と心身の健康管理に努める。

多忙化問題は、教職員の心身の健康の保持にも係る問題であることから、日頃から教職員の勤務実態の把握し、教育委員会としても継続的に多忙化問題の改善に取り組むとともに、学校での取り組みを支援していく必要がある。

- (1) 市町村教育委員会と県教育委員会・教育事務所が連携して、教員の多忙化問題に積極的に取り組む。

多忙化問題は、学校だけでは改善が難しいことが多いことから、県教育委員会・教育事務所と市町村教育委員会が連携して、教職員の勤務実態とその改善状況を継続的に把握し、問題の改善のための手立てを講じる。

- (2) 市町村教育委員会や県教育委員会・教育事務所の施策や事業の整理を行う。

県教育委員会・教育事務所や市町村教育委員会が行う施策や事業で、類似のものがあれば、より施策や事業のねらいが達成できるよう役割分担を明確にして見直し、共同または一方が行うよう整理・統合する。

- (3) 各学校における定時退校日を設定するよう奨励する。

市町村教育委員会は、各学校に対して職員が月・週を単位として、定時に勤務を終え、退校する日を設定することを奨励する。

- (4) 市町村・県教育委員会は、労働安全衛生法改正の趣旨を踏まえ、教職員の安全管理と心身の健康管理に努める。

労働安全衛生法(平成 18 年 4 月 1 日施行)の改正の趣旨を踏まえ、市町村・県教育委員会は、労働時間の適正な把握、安全衛生委員会の設置等による労働安全衛生体制の整備や労働安全衛生教育等により、教職員の安全管理と心身の健康管理に一層努める。

今後に向けて

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会は、『 多忙化問題の改善に向けた提言 』において、『 A 各小・中学校で取り組んで欲しいこと 』及び『 B 市町村・県教育委員会が取り組んで欲しいこと 』として、それぞれ6つの観点から、小・中学校と県・市町村教育委員会に対して、提言を具体的に行うものである。

これらの提言の具現化については、各小・中学校及び県・市町村教育委員会が、それぞれの実態を踏まえ、主体的、継続的に取り組むべきものと考えていることから、敢えて、提言の実現の期限を設けなかった。

学校に対する提言について検討する中で、この多忙化問題は様々な要因によるものではあるが、その解決には、まず、教員自身が問題の本質を見つめ、その改善のために各学校の実態に応じ、具体的な行動を起こしていくことが大切であるとともに、各学校での取り組みには、市町村・県教育委員会や関係団体の協力が欠かせないことも確認された。

各市町村教育委員会、県教育委員会において、各々の立場と実態に応じて、主体的に本提言を実行に移し、継続的に教員の勤務実態と問題の改善状況を把握しながら、今後も小中学校教員の多忙化問題改善に努めて頂くことを期待したい。

そして、各小・中学校と市町村・県教育委員会が、多忙化問題改善のために主体的に取り組むことにより、教員が心身共に健康で、児童生徒と向き合う時間を生み出し、教育活動をさらに充実させることができることを望むものである。

なお、この提言は、教育関係団体にも送付し、趣旨をご理解頂くとともに、各学校や県・市町村教育委員会の取組に、ご協力を頂けるようお願いする予定である。

参考資料等

資料1 平成18年度教員の勤務実態調査

資料2 平成18年度教員の勤務実態調査の結果分析

資料3 学校現場からの提言

資料4 児童生徒のスポーツ活動の在り方について

資料5 労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会設置要領

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会 委員名簿

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会 開催経過

資料 1

平成 18 年度教員の勤務実態調査

調査の概要

- 1 調査期間：平成 18 年 5 月 22 日（月）～ 6 月 23 日（金）の間のいずれかの 5 日間
- 2 調査対象：小学校 27 校、中学校 29 校、合計 56 校（全校 634 校の 8.8%）
- 3 対象職員数：小学校 426 名、中学校 410 名、合計 836 名（全教員 7,178 名の 11.6%）（調査対象は、教諭と養護教諭に焦点化したものである。）

調査内容

- 1 調査期間内（5/22(月)～6/23(金)の勤務が平均的な 1 週間）の勤務状況について、お答えください。

- 問 1 (1)** 平日に、勤務時間外に学校で行った仕事の時間は、1 日平均どのくらいでしたか。
次のア～キのうち、最も近い時間を 1 つ選んで、その記号を書いてください。
- (2)** 行った仕事内容は何でしたか。
次の A～P のうち、主な仕事の内容を 2 つ選んで、その記号を書いてください。

(1) 時間

- ア なし イ 30 分以内 ウ 30 分超 1 時間以内
エ 1 時間超 2 時間以内 オ 2 時間超 3 時間以内
カ 3 時間超 4 時間以内 キ 4 時間超

(1) 時間	(2) 仕事内容

(2) 仕事内容

- A 会議・打合せ B 日常の教材研究や授業準備（学習シート等作成含む）
C 研究会等の為の教材研究や授業準備（学習シート等作成含む） D 補習・個別指導
E 採点・ノート点検等 F 学級事務（通信作成、会計処理等）
G 部活動指導 H 生徒指導 I 進路指導（関係業務）
J 児童会・生徒会活動指導 K P T A 関係業務 L 校内研究関係業務
M 上記以外の校務分掌業務 N 小・中体連関係業務 O 外部機関・地域等との連絡調整
P その他（業務内容）

- 問 2 (1)** 平日に、家に持ち帰って仕事をした時間は、1 日平均どのくらいでしたか。
問 1 (1) のア～キのうち、最も近い時間を 1 つ選んで、その記号を書いてください。
- (2)** 行った業務内容は何でしたか。
問 1 (2) の A～P のうち、主な仕事の内容を 2 つ選んで、その記号を書いてください。

- P その他
（業務内容）

(1) 時間	(2) 業務内容

- 問 3 (1)** 土日に、家に持ち帰って仕事をした時間は、1 日平均どのくらいでしたか。
問 1 (1) のア～キのうち、最も近い時間を 1 つ選んで、その記号を書いてください。
- (2)** 行った業務内容は何でしたか。
問 1 (2) の A～P のうち、主な仕事の内容を 2 つ選んで、その記号を書いてください。

- P その他
（業務内容）

(1) 時間	(2) 業務内容

- 2 調査期間に限らず、勤務の状況等について、日頃感じていることをお答えください。

- 問 4** 多忙であると感じる時はどの程度ありますか。1 つ選んで、その記号を書いてください。

- ア いつも感じる イ しばしば感じる ウ 時々感じる エ あまり感じない

問5 問4でア～オと答えた方は、その多忙感をどのように受け止めていますか。
あなたの受け止めに最も近いものを、1つ選んで、その記号を書いてください。

- ア 多忙は感じるが、やりがいを持って仕事に臨んでいる。
- イ 仕事に追い立てられ、時間的なゆとりや心の余裕がない。
- ウ 多忙のため、心も身体も疲れきっている。
- エ 多忙だとは感じるが、仕方がないと思っている。
- オ その他 ()

問6 職場における業務の効率化・勤務時間外業務等の縮減のために、**学校**が取り組むべき事項は、何だと考えますか。次のア～サの中から3つ選んで、その記号を書いてください。

- ア 校内の会議の内容や進め方を検討し、整理統合し精選する。
- イ 行事の実施方法を見直すなどして、内容の精選を図る。
- ウ 職員間の業務量を調整し、適正な業務分担を行う。
- エ 部活動のない日を設定するなど、部活動のあり方を検討する。
- オ 情報機器等を活用し、迅速な業務処理を行う。
- カ 教材や指導計画などの共有化を図り、教材研究を効率化する。
- キ 会議や研究会等のために作成する文書・資料を簡略化する。
- ク 校務文書で作成した文書や資料の共有化を図る。
- ケ 外部から依頼される会合出席、調査、コンクール等参加を精選する。
- コ 校務分掌等の業務を行う時間を、勤務時間内に設定する。
- サ その他 ()

問7 職場における業務の効率化・勤務時間外業務等の縮減のために、**教育委員会等行政**が取り組むべき事項は何だと考えますか。次のア～クの中から3つ選んで、その記号を書いてください。

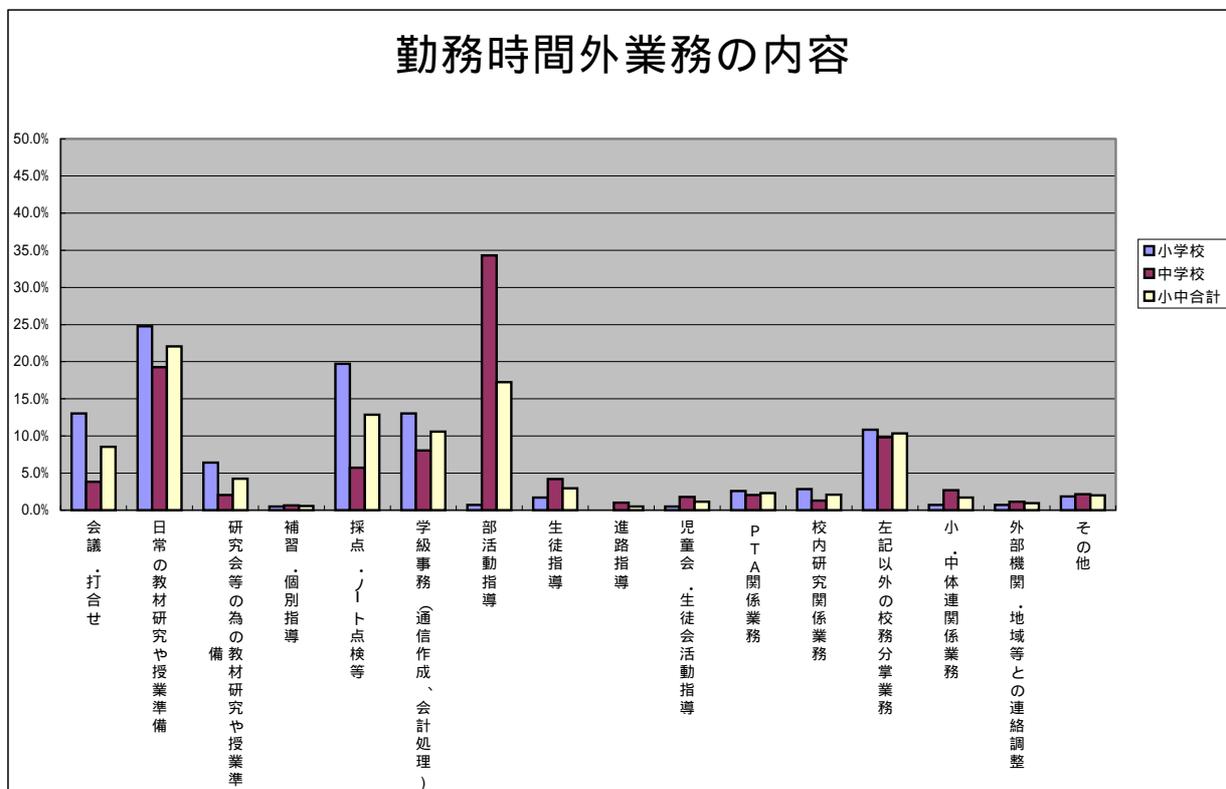
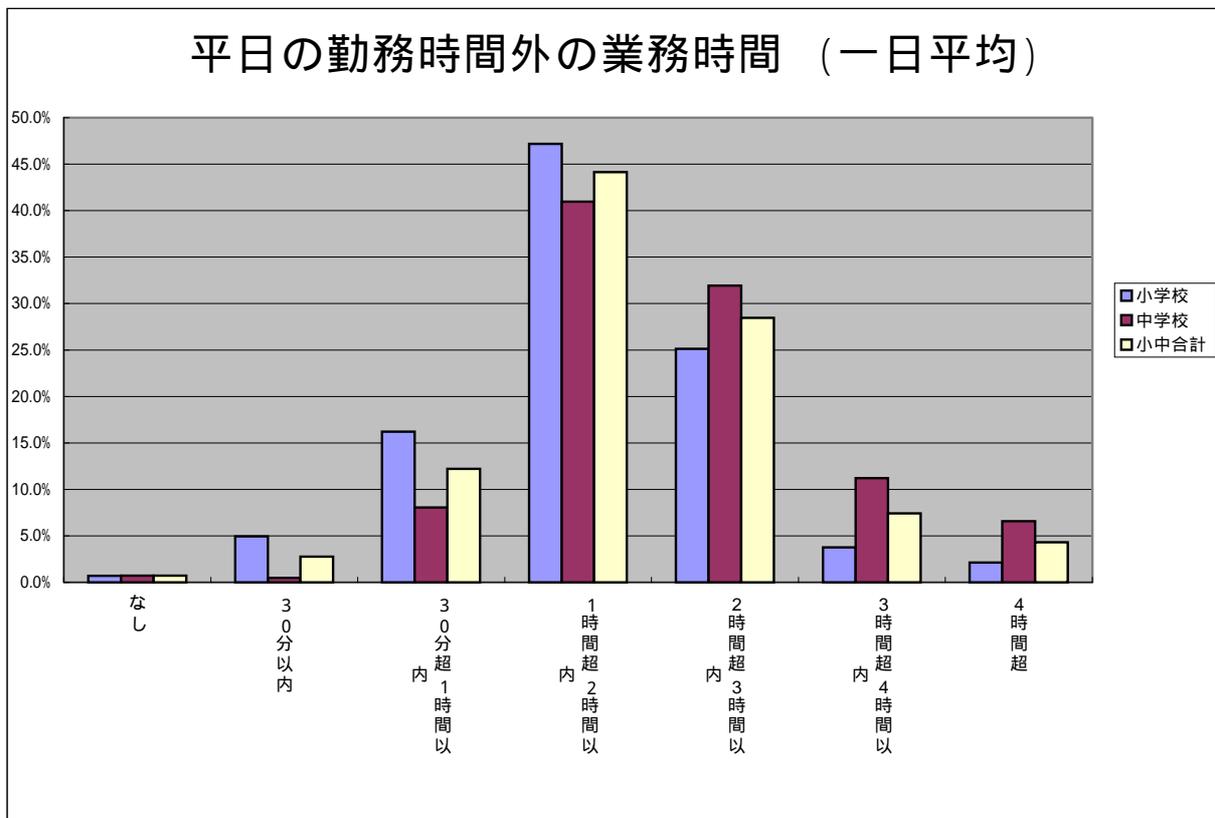
- ア 調査や報告は厳選し、最小限にとどめるとともに、報告期限に余裕を持たせる。
- イ 報告文書・復命書等、文書処理の仕方を簡略化する。
- ウ 研修会等は、内容の厳選、長期休業中の開催等を考え精選を図る。
- エ 会議・研修会等の持参資料作成の軽減を図る。
- オ 学校公開を伴う研究指定校を精選し、もどめる報告も最小限とする。
- カ 迅速な業務処理を促進するために情報機器等の導入を進める。
- キ 勤務時間調査を継続し、教職員の勤務実態を正確に把握する。

問8 教職員の多忙化解消のために、問6・7で答えた事項について、あなたが考える具体的対応策（誰が、何を、どのようにすべきか）を、下の欄にご記入願います。

記号	問6 具体的対応策	記号	問7 具体的対応策

資料 2

平成 1 8 年度教員の勤務実態調査の分析結果



調査結果の分析

1 平日における勤務時間外の業務の実態

(1) 平日の勤務時間外の業務時間

1日平均で、「1時間超2時間以内」が最も多い(小中学校 44.1%)

次いで、「2時間超3時間以内」(28.5%)「1時間以内」(12.2%)、となっている。

小学校、中学校とも、小規模校に比べ、大規模校での時間外業務の時間が多くなっている。

特に、中学校では、「2時間超3時間以内」の者が3割に達している。

(2) 平日の勤務時間外の業務内容(複数回答/ %は回答数を回答者数で割った割合)

【小学校】

「日常の教材研究や授業準備」(47.2%)、「採点・ノート点検等」(37.6%)、「学級事務(通信作成、会計処理)」(24.9%)の順に回答が多かった。

【中学校】

「部活動指導」(65.6%)、「教材研究や授業の準備」(36.8%)、「上記以外の校務分掌業務」(18.8%)の順に回答が多かった。

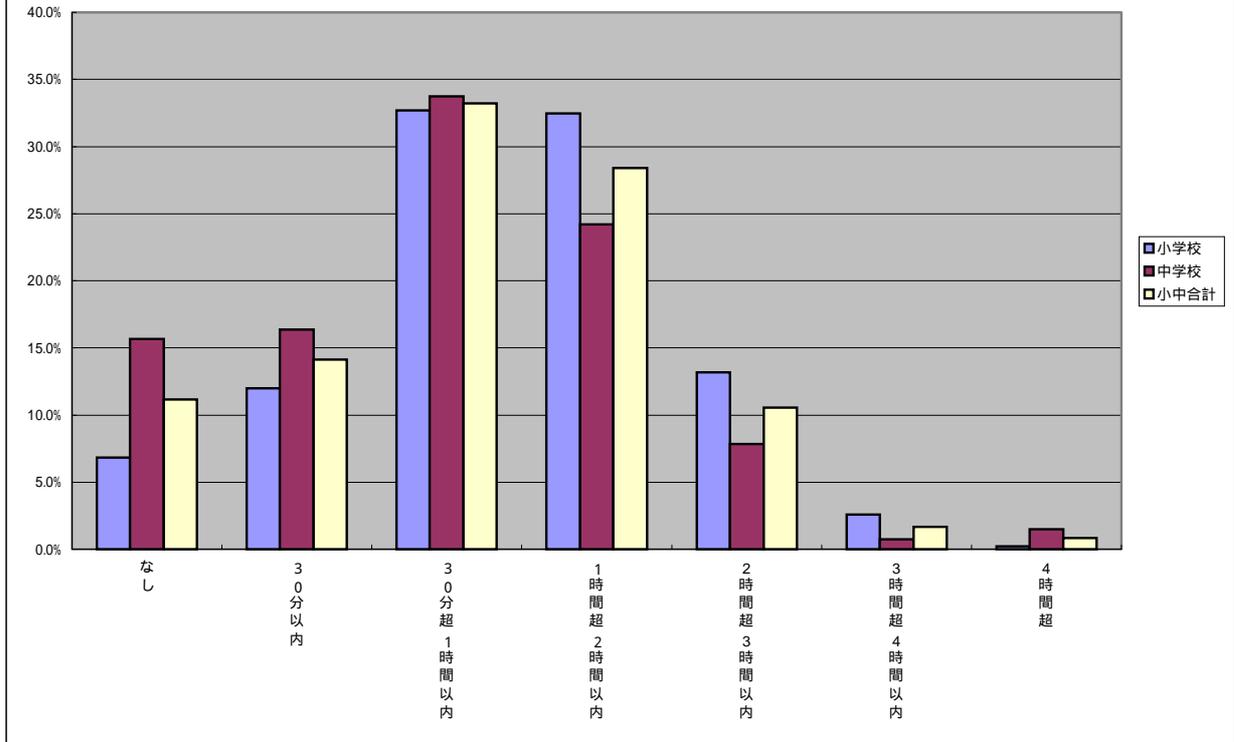
【小中学校比較】

ア 小学校では、「教材研究や授業の準備」、「採点・ノート点検等」等の学習指導に係る業務を行っている者が多い。

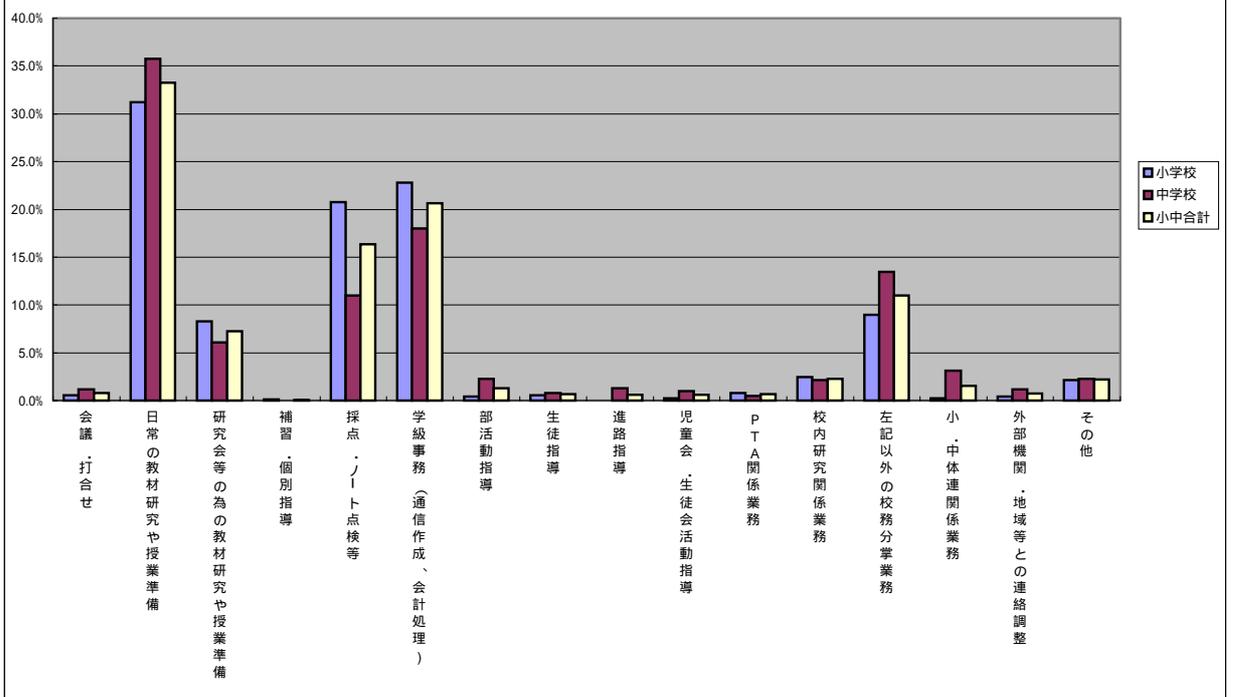
イ 中学校では、「部活動指導」を行っている者が多い。

ウ 小中学校ともに、「会議・打合せ」(小学校 24.9、中学校 7.3)が、勤務時間外に行われている実態が見られ、小学校教員の回答割合が多い。

平日に自宅で行なった業務時間（一日平均）



平日に自宅で行った業務内容



2 平日の自宅における勤務時間外の業務の実態

(1) 平日に自宅で行った業務時間

約4割の小中学校教員が、平日に1時間以上、自宅で業務を行っている。
業務時間1時間以上は、「1時間超2時間以内」(小中学校28.3%)、「2時間超3時間以内」(10.5%)、「3時間超4時間以内」(1.7%)、「4時間以上」(0.8%)を合わせると約4割で、「1時間以内」(47.2%)〔うち「30分以内」が14.1%〕も合わせると、約9割の小中学校教員が、平日自宅で業務を行っている。
平日に自宅で行った業務「なし」の回答は、約1割である。

(2) 平日に自宅で行った業務内容(複数回答/ %は回答数を回答者数で割った割合)

【小学校】

「教材研究や授業の準備」(54.0%)、「学級事務(通信作成、会計処理)」(39.4%)、「採点・ノート点検等」(35.9%)の順に回答が多かった。

【中学校】

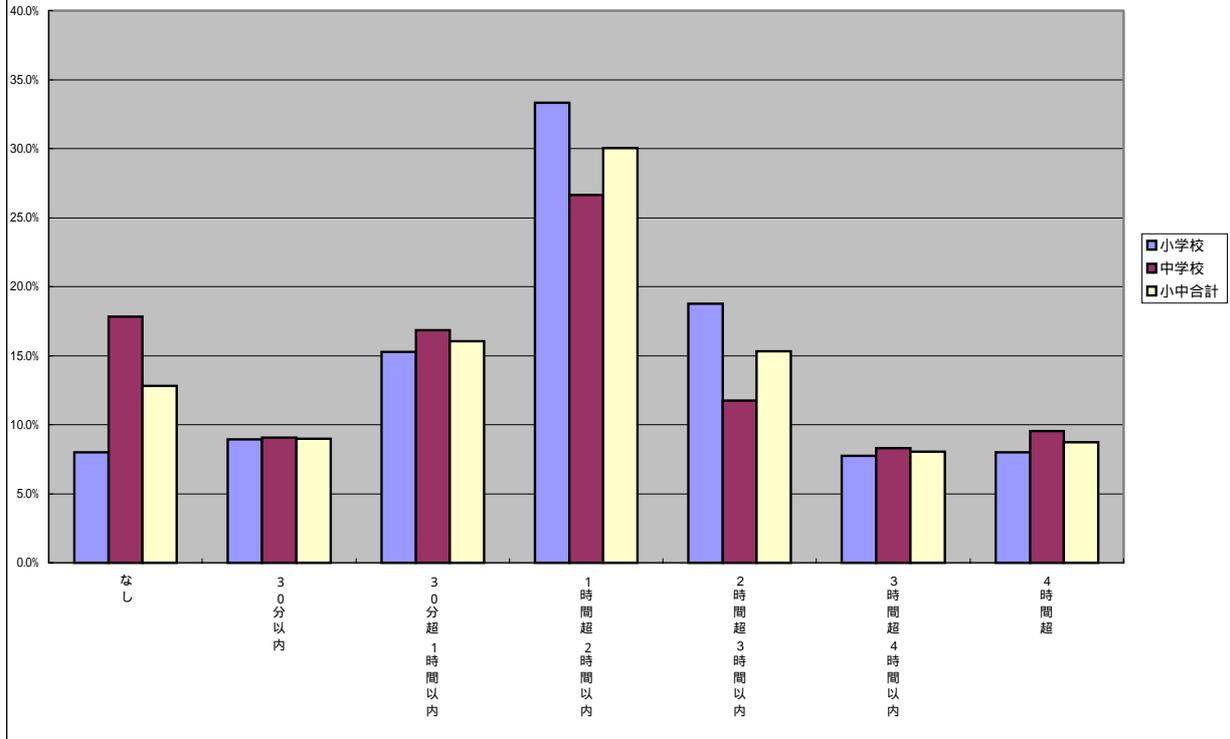
「教材研究や授業の準備」(53.2%)、「学級事務(通信作成、会計処理)」(26.8%)、「上記以外の校務分掌業務」(20.0%)の順に回答が多かった。

【小中学校の比較】

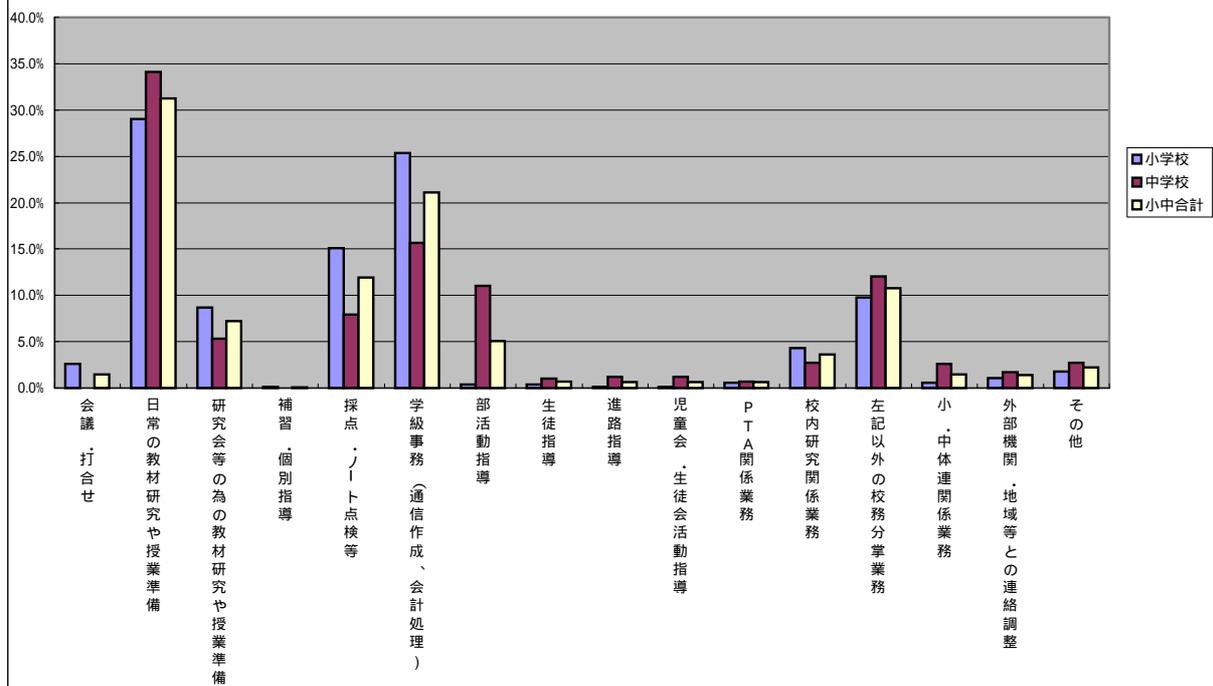
ア 小学校では、「教材研究や授業の準備」や「採点・ノート点検等」の学習指導に係る業務のほか、「学級事務(通信作成、会計処理)」の業務を行っている教員が多かった。

イ 中学校も、小学校と同様に、自宅では、「教材研究や授業の準備」等の学習指導に係る業務のほか、「学級事務(通信作成、会計処理)」や「上記以外の校務分掌業務」を行う教員が多かった。

土日に自宅で行なった業務時間（一日平均）



土日に自宅で行った業務内容



3 土日に自宅における勤務時間外の業務の実態

(1) 土日に自宅で行った業務時間

回答者の約6割は、土日に自宅で1時間以上の業務を行っている。

業務時間1時間以上は、「1時間超2時間以内」(小中学校30.0%)、「2時間超3時間以内」(15.3%)、「3時間超4時間以内」(8.0%)、「4時間以上」(8.7%)を合わせると約6割で「1時間以内」(25.0%)〔うち「30分以内」が9.0%〕も合わせると、9割近くの小中学校教員が、土日に自宅等で業務を行っている。

土日に自宅で行った業務「なし」の回答は、約1割である。

(2) 土日に自宅で行った勤務時間外業務の内容

(複数回答/ %は回答数を回答者数で割った割合)

【小学校】

「日常の教材研究や授業準備」(50.2%)、「学級事務(通信作成、会計処理)」(43.9%)、「採点・ノート点検等」(26.1%)の順に回答が多かった。

【中学校】

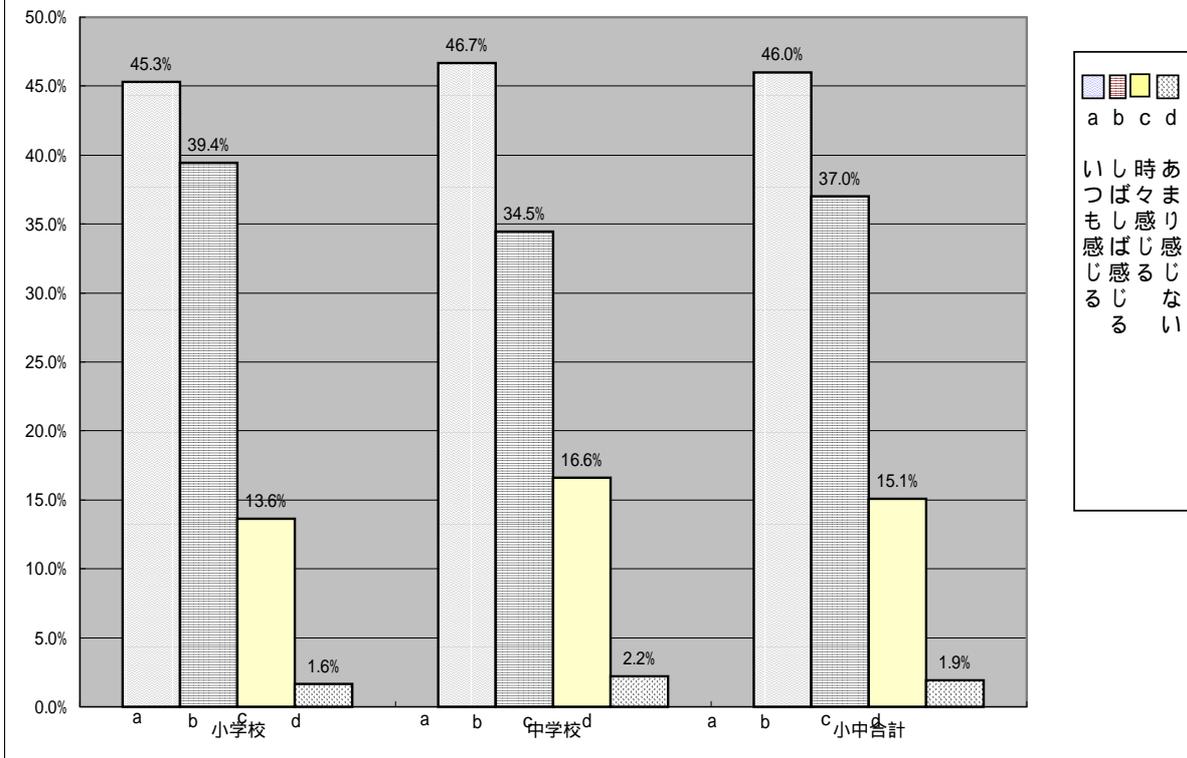
「日常の教材研究や授業準備」(48.3%)、学級事務(通信作成、会計処理)」(22.2%)、「上記以外の校務分掌業務」(17.1%)の順に多かった。

【小中学校の比較】

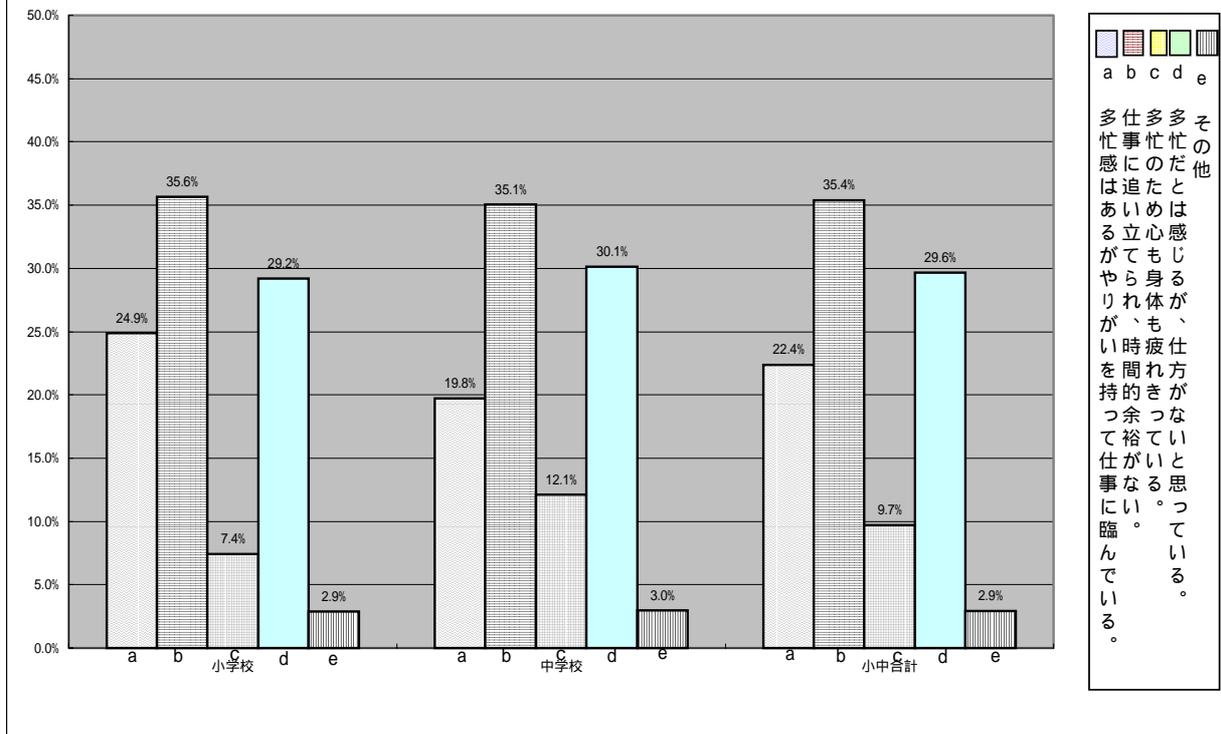
ア 小学校では、「日常の教材研究や授業準備」や「採点・ノート点検等」の学習指導に係る業務のほか、「学級事務(通信作成、会計処理)」の業務を行っている教員が多かった。

イ 中学校も、小学校と同様に、自宅では、「日常の教材研究や授業準備」等の学習指導に係る業務のほか、「学級事務(通信作成、会計処理)」や「上記以外の校務分掌業務」を行う者が多かった。

多忙であると感じる程度



多忙感の受け止め方



4 多忙の感じ方

回答者のほとんどが、多忙だと感じている。

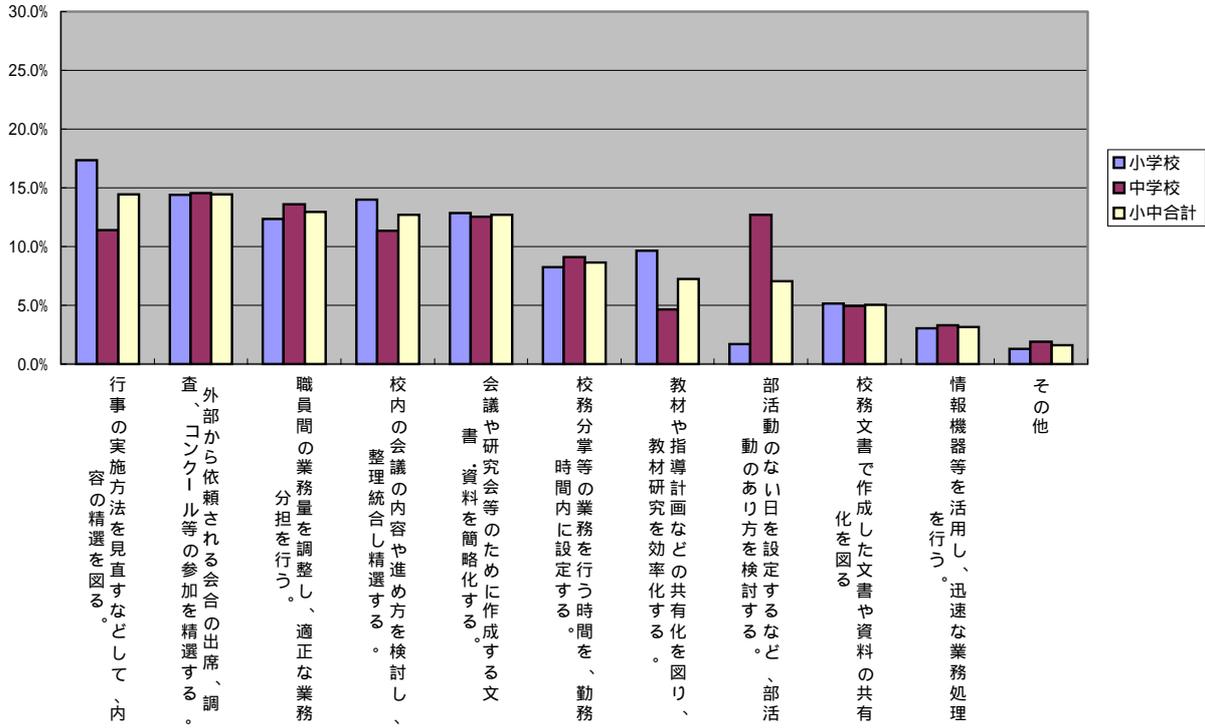
多忙だと「あまり感じない」(1.9%)と回答した小中学校教員は2%弱に止まり、多忙だと感じている教員は、「いつも」(46.0%)、「しばしば」(37.0%)、「時々」(15.1%)感じるを合わせると、実に98%の者が、多忙だと感じながら、職務に当たっていることが分かる。

5 多忙感の受け止め方

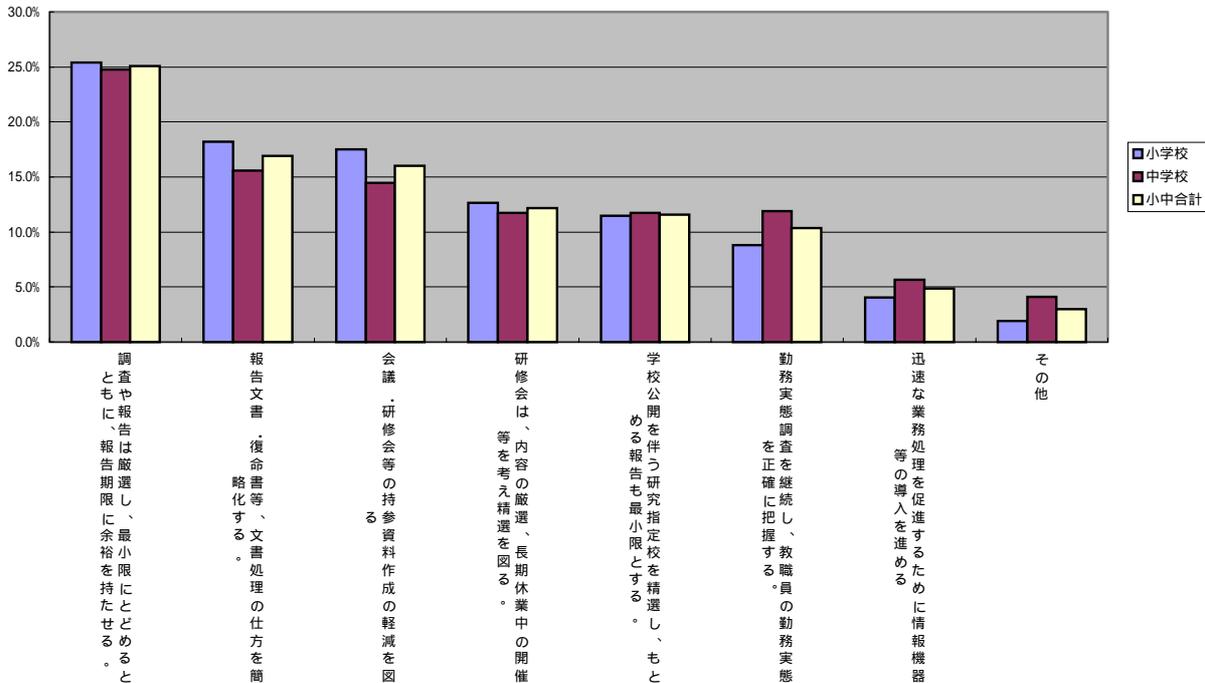
「多忙は感じるがやりがいを持って仕事に臨んでいる」者は、約2割である。

「多忙は感じるがやりがいを持って仕事に臨んでいる」(22.4%)者は、約2割であり、「仕事に追い立てられ、時間的なゆとりや心の余裕がない」(35.4%)、「多忙だとは感じるが、仕方がないと思っている」(29.6%)と6割強の者が、回答している。また、約1割の者が、「多忙のため、心も身体も疲れ切っている」(9.7%)と回答している。

学校における多忙化解消の対策



行政における多忙化解消の対策



6 学校における多忙化解消の対策（複数回答 / %は回答数を回答者数で割った割合）

回答者の約4割が、「行事の内容」や、「外部の会合出席、調査、コンクール等参加」の精選を図る必要があると考えている。

約4割の回答者が、「行事の実施方法を見直すなどして、内容の精選を図る」（41.1%）また、「外部から依頼される会合出席、調査、コンクール等参加を精選する」（41.1%）必要があると感じている。

また、「職員間の業務量を調整して、適正な業務分担を行うこと」（36.8%）、「校内の会議の内容を検討し、整理統合すること」（36.1%）、「会議や研究会等のために作成する文書・資料を簡略化する」（36.1%）必要があると回答した者が多かった。

7 教育委員会等行政における多忙化解消の対策

（複数回答 / %は回答数を回答者数で割った割合）

約7割の回答者が、教育委員会等の「調査や報告」は最小限にとどめ、報告期限に余裕を持たせて欲しいと考えている。

「調査や報告は厳選し、最小限にとどめるとともに、報告期限に余裕を持たせる」（71.2%）という回答が、回答者の約7割と最も多い。

また、「報告文書・復命書等の文書処理の仕方を簡略化する」（48.0%）こと、「会議・研修会等の持参資料作成の軽減を図る」（45.5%）ことも、多忙化の解消に繋がると考えている。

資料 3

学校現場からの提言

平成 18 年実施の勤務実態調査において、回答者から寄せられた提言を、検討委員会の提言に関連付け整理すると以下のとおりである。

(検討委員会提言：ゴシック表記/ 学校現場からの提言：文頭 印表記)

A 各小・中学校で取り組んで欲しいこと

1 校内の会議・行事等の見直し

- (1) 会議資料は事前に配布し、提案は要点のみ説明する等、効率的な進行と時間短縮に努める。

会議での提案内容を、主任、係、運営委員会で整理・検討し、絞り込む。

会議の資料は必要最小限とし、資料を協議内容に焦点化したものにする。

協議内容を、「確認する内容」と「検討する内容」を明確にし、協議する。

会議の提案資料として、学校経営計画を活用する。

- (2) 行事の重点化を図るとともに、ねらいに応じて、軽重をつけた取組に努める。

行事を、学校規模を踏まえ、年間行事計画の中で行事相互の関連を考え見直す。

行事について保護者を交えて話し合い、保護者の協力も得て実施する。

行事と教科等との関連を考え、学習指導の中でも行事への取組を行う。

2 職員の業務の見直し

- (1) 校務分掌が、実質的に機能するよう、分掌組織・分掌業務を見直す。

職員の適正や業務内容によって、適材適所で校務分掌を分担する。

管理職は、職員の業務状況の把握に努め、必要に応じ業務を調整する。

- (2) 放課後の会議の調整に努めるとともに、会議出席者を最小限にとどめ、職員に担当業務を行う時間を保障する。

授業準備や校務分掌等の業務を行う日を設定する。

空き時間を使って、学年会や分掌部会等の会議を行うようにする。

- (3) 分掌の業務量を踏まえ、分掌担当を複数配置するとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

校務分掌を担当任せにせず、教職員が協働して行うという意識を醸成する。

3 校内の組織間や職員間の連携、及び、学校と保護者の連携の見直し

- (1) 校内の組織間、職員間の連携を強めるとともに、職員の協働による分掌業務の遂行に努める。

学年や分掌部会で、校務分掌業務の進め方について話し合い、協力体制を作る。

校務分掌に係わる文書や資料の共有化を図る。(電子媒体で保存し活用する。)

職員相互の情報交換を密にして、連携・協力体制を作る。

4 各種大会への取組や部活動の見直し

- (1) 関係団体に対して、各種大会の開催、実施の時期、大会運営の在り方等について、見直しを要請する。

小・中学校児童生徒が参加する大会の在り方を市町村体育関係団体と協議する。

- (3) 第2・4日曜日の月2回の部活動休止日を関係者に周知するとともに、週1日の休養日を設ける等の部活動の見直しに努める。

市町村や学校で、「部活動なし」の日を設定する。

- (4) 部活動指導に当っては、地域の外部指導者を有効に活用する。

部活動指導は、職員の共通認識の下で行われるよう、その在り方を話し合うと共に、地域の指導者をお願いする際は、部活動の趣旨に沿った指導をお願いする。

5 外部団体からの依頼に対する対応の見直し

- (1) 外部団体の依頼への対応は、学校の教育活動のねらいに応じて適切に判断する。

学校として参加する各種大会・コンクールを精選する。

年度始めに参加する大会やコンクール等を予め決め、主体的に参加する。

他は希望参加または不参加とする。

(2) コンテスト・コンクール等の応募作品の作成は、長期休業中に児童生徒の自主的な活動として取り組ませるなどの工夫をする。

日常の学習で制作した児童生徒の優秀作品を応募作品とする。

6 多忙化問題への取組

(1) 校内で、多忙化問題を検討する組織をつくり、改善の手立てを講じる。

限りある時間の中で、どこまでを目標とするのかを明確にし、何事にも取り組む。

(2) 職員会議等で、勤務実態にかかわる意見交換の機会をもち、職員の多忙化問題改善に対する参画意識を高める。

管理職の多忙化問題改善へのリーダーシップが求められている。

B 市町村・県教育委員会で取り組んで欲しいこと

1 調査・照会・通知・依頼等の見直し

(1) 各学校に調査等を依頼する場合は、他の類似調査の結果を活用する等して、調査項目の削減に努める。

教育委員会で把握していない調査内容・項目のみを学校に依頼する。

調査を依頼する場合は、そのねらいやポイント、どのように活用されるのかが分かるように説明し、回答者の理解を得られるように実施して欲しい。

(2) 調査等の内容を精選し、調査の簡素化に努める。

毎年実施する調査は、抽出や隔年で実施することを検討し削減して欲しい。

調査の集計を依頼する場合は、集計表を工夫し、集計をしやすくして欲しい。

(3) 通知・依頼、調査・照会は、目的に応じ、メール・FAX 等を活用し、その周知を迅速に行い、報告・回答に要する時間を確保するよう努める。

予想される調査は、余裕を持って回答できるよう計画的に早く依頼して欲しい。

2 業務の進め方の見直し

- (1) 教職員に提出を求める復命書・報告書等の様式を見直し、簡略化を図る。

復命や報告は、内容によっては口頭での復命や報告を認める。

報告は、内容によっては、「A4」1枚で要点のみの報告も認める。

添書など形式的な文書の省略を認める。

- (2) 学校に提出を求める書類は、様式を電子媒体で提供し、内容によってはメール等での提出を認め、作成や送付の作業負担の軽減を図る。

提出書類の様式を、市町村教育委員会のホームページからダウンロードできるようにする。

- (3) 校務分掌業務や情報の伝達・共有にコンピュータを活用できるよう、地方交付税措置を活用し、各学校に教職員用コンピュータの配置と校内LANの整備に努める。

コンピュータ整備が予算的に難しい場合、リサイクル品の活用も検討する。

3 会議・研修等の見直し

- (2) 会議・研修会等は、内容を見直し、回数や時間の削減に努め、協議・研修内容を精選する。

会議や研修会での持参資料は、既存資料の活用を認めて欲しい。

資料を持参させる場合は、会議や研修で十分に活用して欲しい。

持参資料をなくすか、資料の様式を簡略化して欲しい。

4 研究指定の見直し

研究指定や学校公開研究会の目的や内容を見直し、その在り方を検討する。

- (1) 研究指定や学校公開研究会を見直し、精選する。

研究指定は、学校の実態を考慮して決定する。

研究指定校の指定期間の間隔を長くする。

- (2) 研究成果の公表は、その目的に応じ、学校公開研究会以外の報告書で行う方法も可能とする。

報告書や報告に係わる資料を必要最小限とし、簡略化を図る。

報告書の提出は、ゆとりのある期限とする。

5 学校に参加を求める各種主催事業の見直し

(3) 会議や研修会は必要性や緊急性を考えて開催する。

会議や研修会を開催する場合は、15時以降にする。

(4) 小・中学校体育連盟、中学校文化連盟、体育・文化関係団体、教育研究団体等任意団体の事業への参加は、過度の負担とならないよう調整を要請する。

学校体育団体以外の団体が主催するスポーツ大会への参加を精選する。

6 多忙化問題への取組

(1) 市町村教育委員会と県教育委員会・教育事務所が連携して、教員の多忙化問題に積極的に取り組む。

勤務実態の把握と多忙化改善の取組を継続し、教職員の健康管理に努める。

(2) 市町村教育委員会や県教育委員会・教育事務所の施策や事業の整理を行う。

年次休暇の始期・終期の変更の趣旨を踏まえ、夏季休業中の事業を見直す。

資料 4

児童生徒のスポーツ活動の在り方について

平成17年3月9日 岩手県教育委員会

はじめに

スポーツが本来持つ多様な意義を考えると、個々のライフステージで主体的にスポーツに親しむことが大切である。生涯にわたりスポーツに親しむためには、児童生徒期に、スポーツに親しむ基礎的な能力や態度を培うことが重要である。

学校や地域社会におけるスポーツ活動は、様々なスポーツを経験し、生涯にわたるスポーツライフの基礎づくりと位置付けることができる。

近年、児童生徒の体力の低下傾向や日常生活における身体活動の機会の減少、運動に興味を持ち、活発に運動する者とそうでない者との二極化が見られ、学校における運動部活動や地域におけるスポーツ少年団活動の果たす役割は、スポーツライフ形成のうえで重要であると考えらる。

1 スポーツの意義

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

すなわち、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえたとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす、さらには、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものである。特に高齢化の急激な進展や、生活が便利になること等による体を動かす機会の減少が予想される21世紀の社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義がある。

さらに、スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促すものであり、特に責任感や克己心、フェアプレイの精神を培うものである。また、仲間や指導者との交流を通じて、多様な価値観を認めあう機会を与えるなど、青少年の健全育成に資することができる。

2 青少年期におけるスポーツ活動の意義

(1) スポーツ少年団活動の意義

スポーツ少年団活動は、スポーツによる青少年の健全育成をねらいとして行われる活動である。この活動は、生涯スポーツの基礎をつくる活動として、自主的、自発的な活動であり、からだもこころも発育発達の上にある子どもたちにとって、力強く生きぬく力を養う場、自らの力を育てる場として大きな意義がある。

さらに、活動を通して体力向上の身体的効果や仲間との相互作用により豊かな人間性が磨かれるなど、子どもたちの人間形成に果たしている役割は大きい。

(2) 中学生・高校生の運動部活動の意義

運動部活動は、学校教育活動の一環として行われており、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

この運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、学級や学年を離れて生徒が自発的・自主的に活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教師（顧問）との密接な触れ合いの場として大きな意義を有するものである。

これを学校教育活動に位置付け、顧問をはじめとして学校が関与することにより、生徒のスポーツ活動と人間形成を適切に支援するとともに、生徒の明るい学校生活を一層保障し、生徒や保護者の学校への信頼感をより高めることにつながっている。

さらには、運動部の取組がその学校の一体感や愛校心を醸成するということも現に認められる。

3 児童生徒のスポーツ活動の在り方

(1) 適切な運営

児童生徒のスポーツ活動は、児童生徒が自主的・自発的な活動を組織し展開することに一つの本質を有しており、スポーツ活動の指導者は、個々の児童生徒の個性を把握し、理解しその願いにこたえられるよう努めていくことが求められる。

児童生徒がスポーツに出会い、スポーツに親しみ、その楽しさや喜びを味わうことができるよう児童生徒の主体性を尊重した運営に努めることが大切である。児童生徒のスポーツに関する多様なニーズに応える観点から、例えば、競技志向や楽しみ志向など、志向の違いに対応できるよう柔軟な運営とすることも必要である。

これまで一部に見られた勝つことのみを追求する勝利至上主義的なスポーツ活動は見直さなければならない。

また、保護者や地域の人々の意見を十分に聞く努力を払ったり、地域の指導者の協力を得ながら活動を組織するなど、地域に開かれたスポーツ活動とすることが求められている。

なお、中学校のスポーツ活動にあっては、活動する生徒が重複するスポーツ少年団活動と運動部活動をそれぞれの活動としてとらえるのではなく、生徒にとっては一連の活動としてとらえ、適切な活動時間、活動日を設定することが望ましい。

(2) 適切な休養日・活動時間の設定

小学生・中学生・高校生の時期は、成長期にあり身長や体重などの体位や走る、跳ぶ、投げるなどの運動能力が発達する時期となっている。このような時期に適切な身体運動を行うことは、身体的な発達を促進するために大きな役割を果たしている。

また、児童生徒の健康なからだづくりには、栄養、運動、休養が必要であることを踏まえ、成長期にある児童生徒のからだの特徴とスポーツの関係を正確にとらえ、からだを全面的に発達させるような成長期にふさわしいスポーツ活動をすることが大切である。

これまでのスポーツ活動では、活動日数などが多いほど積極的に活動が行われているとの認識も見られるが、完全学校週5日制の趣旨を踏まえ、スポーツ活動においては、適切な休養日を設定することが求められる。

< 休養日 >

ア 小学生のスポーツ活動は、週当たり2～3日の休養日を設定することが望ましい。

イ 中学生の運動部活動は、週当たり1～2日の休養日を設定することが望ましいが2週間当たり1～2日以上以上の休養日を設定すること。

ウ 高校生の運動部活動は、週当たり1日以上以上の休養日を設定することが望ましい。

また、年間練習計画に休養期を位置付け、その時期には、2週間に1～2日以上
の休養日を設定すること。

エ 土曜日や日曜日の活動については、完全学校週5日制の趣旨を踏まえ、児童生徒の
「ゆとり」を確保するよう努めること。

なお、大会や練習試合などで土、日曜日に活動する場合は、休養日の意義を踏まえ、
その前後に休養日を設定するようにすること。

オ 長期休業中の活動については、上記の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、
ある程度長期のまとまった休養日を設定し、十分な休養を取れるようにすること。

<活動時間>

ア 平日

小学生は、1～2時間程度の活動時間をめどとし、中学生、高校生は、2～3時間程
度をめどとすること。

イ 土曜日、日曜日及び長期休業中

小学生は、3時間以内とし休憩時間を十分に確保すること。中学生、高校生は、3
～4時間程度以内をめどとすること。

4 児童生徒のスポーツ活動の指導者の在り方

今日、児童生徒のスポーツニーズが多様化し、指導者に対するニーズも多様化、かつ、
質量ともに増大している。スポーツ指導者は、児童生徒のスポーツ活動が生涯にわたる
豊かなスポーツライフの基礎を培うものであることを十分に認識し、機会あるごとに研
修を積み、児童生徒の発達段階や個に応じた指導に努めなければならない。そのために
は、専門的な知識、医・科学的なトレーニング理論に基づいた実践を心がけるとともに、
児童生徒の心身の状態を常に把握し適切な指導をすることが求められる。児童生徒の人
権を無視した体罰やセクシャルハラスメント、パワーハラスメントについては、絶対に
あってはならない。

また、日々進歩するトレーニング理論や指導法についての研修に積極的に参加するな
ど指導力の向上に努めることも大切である。

資料 5

18ス学健第1号
平成18年4月3日

都道府県知事・指定都市市長
各都道府県・指定都市教育長
各国立大学法人学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

前川 喜平



文部科学省高等教育局高等教育企画課長

清木 孝悧



文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

山口 敏



労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について (ワウ)

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号。以下「改正法」という。）については、平成17年11月2日に、また、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成18年政令第2号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚

生労働省令第1号)が、平成18年1月5日に、それぞれ公布され、別添1及び別添2のとおり厚生労働省から都道府県知事等に通知されました。

については、以下の事項について、周知徹底するとともに、労働安全衛生対策に万全を期していただくようお願いします。

なお、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校(専修学校・各種学校を含む)に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 長時間労働者への医師による面接指導の実施について

今回の労働安全衛生法の改正によって、全ての事業場(常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月から適用)において、事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならないこととされました。

また、長時間の労働(週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合)により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者、事業場で定める基準に該当する労働者についても面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければならないこととされたところです。

各学校の設置者におかれては、常時50人以上の教職員が働いている学校等においては、産業医を活用する等の方法によって面接指導等を実施すること、産業医を選任していない学校等については、改正法の規定は平成20年4月1日から適用されることから、その間に、保健所等と連携して、面接指導を実施できるような体制を整えることについて指導していただくようお願いします。

また、私立学校については、地域産業保健センターの活用も有効であることから、十分に連携をとっていただくようお願いします。

なお、公立学校の教職員のメンタルヘルスの保持等については、平成17年12月28日付け17初初企第29号初等中等教育企画課長通知において各教育委員会へ依頼しているところですが、国、私立学校においても以下の方策などにより、所属の教職員のメンタルヘルスの保持等について一層取り組んでいただきますようお願いします。

- (1) 学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整えること。
- (2) 日頃から、教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境を作ること。特に管理職は、心の健康の重要性を十分認識し、親身になって教員の相談を受けるとともに、職場環境の改善に努めること。
- (3) 教職員が気軽に相談できる体制の整備や、心の不健康状態に陥った教職員の早期発見・早期治療に努めること。
- (4) 一般の教職員に対して、心の健康に関する意識啓発や、メンタルヘルス相談室等の相談窓口の設置について周知を図るなどの取組を推進すること。併せて、管理職に対してメンタルヘルスに対処するための適切な研修を実施するよう努めること。

2. 労働時間の適正な把握について

労働時間の適正な把握については、平成13年4月6日付け基発339号厚生労働省労働基準局長通知「労働時間の適正な把握のために使用者が構すべき措置に関する基準について」(平成13年4月27日付けで総務省自治行政局公務員部公務員課長から各都道府県・指定都市に通知)において、具体的な方法等が示されているところですが、今後とも、各学校等における勤務時間の適正な把握に努

めていただきますようお願いします。

なお、基準として示されている主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業、終業時刻を確認し、これを記録すること。
- (2) 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として、次のいずれかの方法によること。
 - ア 使用者が、自ら現認することにより、確認し、記録すること。
 - イ タイムカード、IC カード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。
- (3) 労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存すること。
- (4) 事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

3. 労働安全衛生体制の整備について

従来から、学校等における労働安全衛生管理体制については、各種会議等の場を通じて産業医の選任等を進めていただくようお願いしておりましたが、その重要性にかんがみ、一層の整備を進めていただくようお願いします。

4. 労働安全衛生に係る教育について

改正法の附帯決議第9号（別添3参照）において、「企業間競争の激化や働き方の多様化が進む中で、労働者の協力・参加の下で行う事業者の自主的な安全衛生活動の役割が一層重要となることを踏まえ、その促進に向け格別の配慮を行うとともに、学校教育の場においても労働安全衛生の必要性について指導の徹底を図ること」とされたことを踏まえ、各学校の設置者におかれては、働く人の健康の保持増進は、職場の安全管理や健康管理と共に、心身両面にわたる総合的、積極的な対策の推進が図られることで成り立つこと、さらに、この対策では、ストレスに対する気付きへの援助、リラクゼーションの指導などメンタルヘルスケアが重要視されていること等について、各学校で適切な指導がなされるようお願いします。

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会設置要領

(設置)

第1条 小中学校教員の多忙化解消の手立てを検討するために、多忙化問題に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、小中学校教員の勤務実態を踏まえ、多忙化解消のための手立てを検討し、その結果を岩手県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学校教育の関係者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者に対し、その出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岩手県教育委員会事務局教職員課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成18年10月13日から施行する。

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会 委員名簿

No	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	盛岡市教育委員会	教育次長 兼 学校管理課長	横 沢 幹 雄	検討委員会 委員長 市町村教育委員会
2	滝沢村教育委員会	学校教育指導 担当課長	佐 藤 嘉 彦	市町村教育委員会
3	盛岡市立山岸小学校	校 長	岩 田 俊 雄	岩手県小学校長会
4	盛岡市立大宮中学校	校 長	小 森 資 司	検討委員会 副委員長 岩手県中学校長会
5	盛岡市立見前南小学校	教 頭	仁昌寺 真 一	盛岡市小学校体育連盟
6	盛岡市立下小路中学校	教 頭	佐々木 幸 彦	岩手県中学校体育連盟
7	盛岡市立下橋中学校	教 諭	泉 澤 毅	岩手県中学校文化連盟
8	岩手県教職員組合	書 記 長	佐 藤 淳 一	職員団体
9	岩手県教育委員会 教職員課	(総括) 主任経営指導主事	星 俊 也	教職員課小中学校人事担当
10	岩手県教育委員会 学校教育室	主任指導主事	伊 藤 信 彦	学校教育室義務教育担当

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会 開催経過

回 数	開 催 年 月 日	検 討 内 容 など
第 1 回	平成 18 年 10 月 25 日 (水)	小中学校の勤務の実態とその背景や原因 多忙化解消のための具体的手立て
第 2 回	平成 18 年 11 月 17 日 (水)	多忙化解消のための具体的手立て
第 3 回	平成 18 年 12 月 18 日 (月)	多忙化解消のための提言 (案)

小中学校の多忙化問題に関する検討委員会 提言
教員が心身共に健康で、児童生徒と向き合う時間を
生み出し、教育活動をさらに充実させるために
平成19年3月
小中学校の多忙化問題に関する検討委員会

問合せ先 岩手県教育委員会事務局教職員課小中学校人事担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-6128
FAX 019-629-6134